

.....

YAMACHO JCB カード特約

.....

第1条（名称）

YAMACHO JCB カード(以下「本カード」といいます。)とは、株式会社山長(以下「山長」といいます。)と株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が提携して、当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、山長を通して当社に人会申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員(以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、無料とします。

第4条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。